

宿泊税・駐車場利用税の条例の制定について



the most beautiful
villages in japan

美瑛町
北海道

目次

はじめに

1. 宿泊税・駐車場利用税を導入する理由
2. 財源のイメージ
3. 宿泊税条例の主な内容①
4. 宿泊税条例の主な内容②
5. 宿泊税条例の主な内容③
6. 宿泊税の納入等事務の流れ
7. 駐車場利用税条例の主な内容①
8. 駐車場利用税条例の主な内容②
9. 駐車場利用税条例の主な内容③
10. 駐車場利用税の納入等事務の流れ
11. 税収見込額と使途

はじめに

観光振興の財源検討委員会からの提言を受け、提言書に関するパブリックコメントや懇談会、町外者に向けたアンケートなどを実施しました。

これまでの意見を踏まえ、来訪者による財政需要の増加に対応すべく原因者課税の法定外普通税として、宿泊税と駐車場利用税の条例制定に向けた取り組みを進めています。

両税の考え方と条例概要について皆さんの意見をお聞かせください。

1. 宿泊税・駐車場利用税を導入する理由

【目的】

持続可能な観光目的地として、本町の地域資源を維持するための恒常的かつ安定的な自主財源を確保するために導入するものです。

【理由】

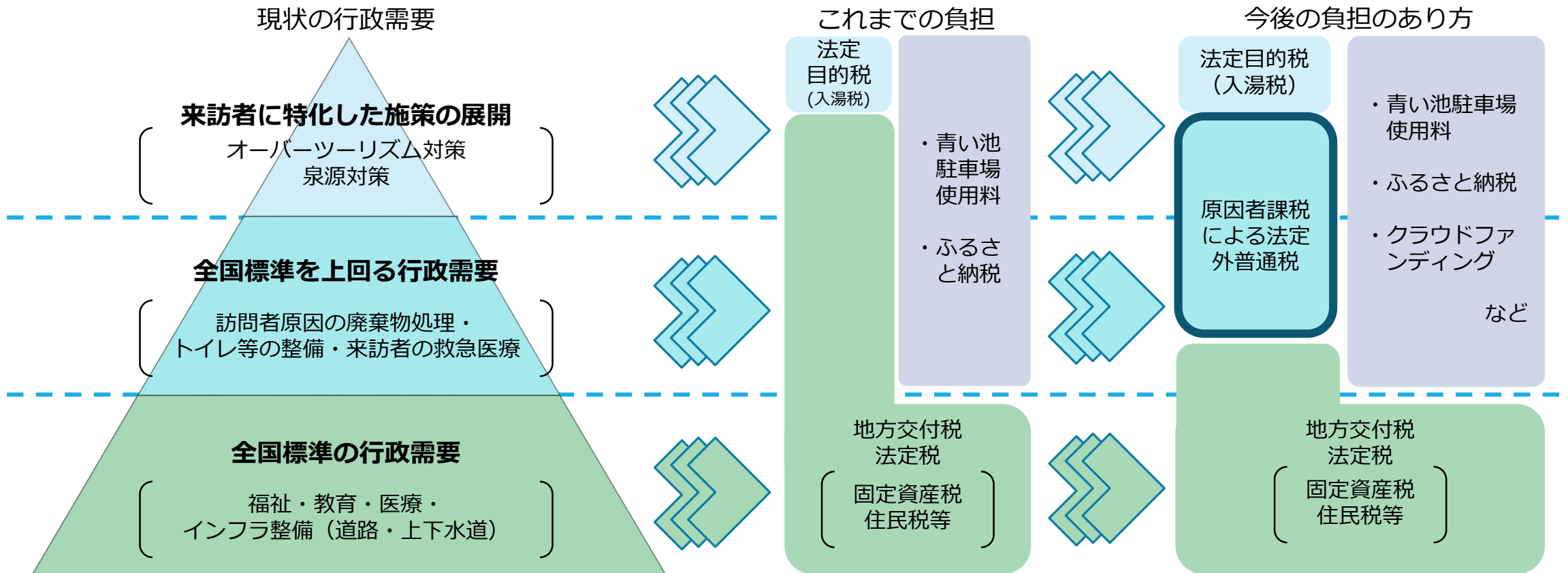
本町は、雄大な十勝岳連峰の山々を望み、四季折々の彩り豊かな自然景観、農業景観や農産物等の恵まれた資源を活用し、観光目的地として多くの人々に親しまれており、札幌から自家用車・JR利用で約2時間30分、旭川から約40分、東京からは羽田空港・旭川空港経由で約2時間30分と交通アクセスの利便性が高いことから、年間200万人を超える来訪者が観光を楽しまれています。

こうした中で、上下水道、道路といったインフラ維持管理や廃棄物処理、救急医療などの地域住民の生活基盤としての経費に上乗せされている来訪者増加による経費についても町と町民が負担してきました。また、来訪者増加に伴う渋滞発生や、私有地への無断侵入といったオーバーツーリズムによる新たな観光課題の解決に向けた費用負担も生じています。

町はこれまで、地方交付税や各種補助事業等を活用した財政運営によってこうした費用負担に対応してきましたが、今後も増大が見込まれる費用を負担し続けるには限界があり、原因者である来訪者に負担を求めていく必要があります。

今回の美瑛町宿泊税、駐車場利用税導入は、地域住民と来訪者にとって満足度の高い、持続可能な観光目的地を実現するために必要な財源を安定的に確保するために行うものです。

2. 財源のイメージ



※財源は記載以外の税目、利用料、補助金等もありますが、簡易な表示としています。

3. 宿泊税条例の主な内容①

【概要】

第1条(趣旨)、第2条(課税の根拠)、第3条(定義)

多くの来訪者によって発生し又は増大する行政需要に対応するため、地方税法第5条第3項の規定に基づき、法定外普通税として宿泊税を課します。

【課税標準・税率】

第4条(納付義務者)、第5条(課税免除)、第6条(税率)

美瑛町内における旅館業、住宅宿泊事業での宿泊行為を課税標準とし、宿泊者1人1泊につき200円の税率を課します。
なお、町民については課税対象外とし、学校等が主催する修学旅行の行事等で宿泊する場合の参加者及び引率者については、課税免除対象とします。

【徴収方法】

第7条(徴収の方針)、第8条(特別徴収義務者)、第9条(特別徴収義務者の申告等)、第10条(納税管理人)

旅館業、住宅宿泊事業の経営者が宿泊料金とともに宿泊税を徴収し、所定の時期に美瑛町に納入する「特別徴収」の方法とします。

なお、特別徴収義務者が町内に事務所等を有しない場合は、申告・納入事務を行う納税管理人を設定していただきます。

4. 宿泊税条例の主な内容②

【納入】

第11条(申告納入)、第12条(不足金額等の納入)

特別徴収義務者は、毎月指定の日までに前月の1日から同月末日までに徴収すべき宿泊件数及び税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出し、納入金を納めます。なお、規則で定める金額以下の納入額となる場合は、4半期に1回の納入を認めます。

また、納入申告がなかった場合や納入後に確定した額が適正でなかった場合には、町が納入金額を確定し加算金とともに納期までに納入していただきます。

【免除】

第13条(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

天災その他特別の事情がある場合において、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税を受けることができなくなったことについて、正当な理由があると認められる場合に限り、宿泊税を免除することができます。

5. 宿泊税条例の主な内容③

【帳簿等の記載・保存義務】

第14条(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに宿泊税に係る帳簿や売上伝票の記載及び保存をする必要があります。

【税関連の規定】

第15条(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

徴税吏員における夜間執行が行えるよう定めています。

【罰則規定】

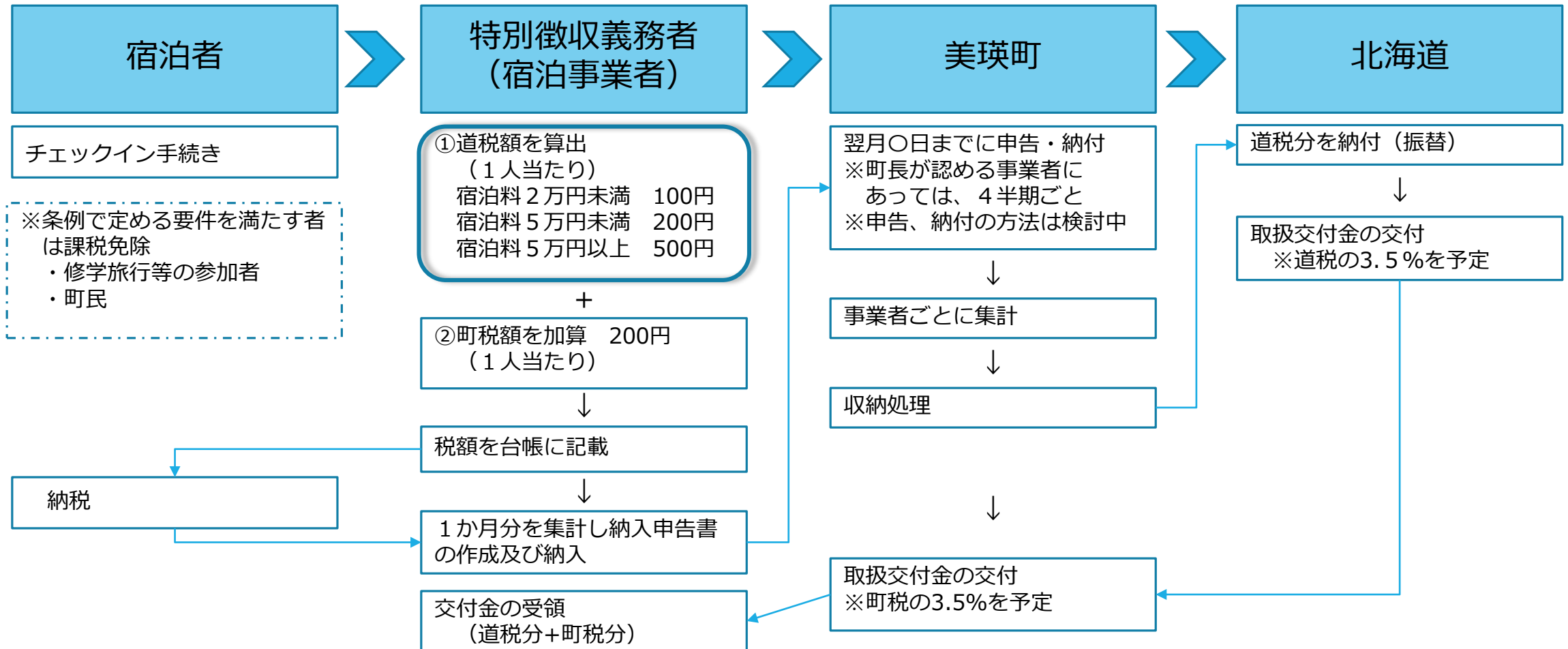
第16条(納税管理人に係る不申告等に関する過料)、第17条(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

宿泊税の適正かつ公平な課税を実効性のあるものとするため、次の場合について罰則を設けます。

- ・特別徴収義務者が、正当な理由なく納税管理人の設定及び申告をしなかった場合
- ・特別徴収義務者が、帳簿等の記載及び保存義務に違反した場合

6. 宿泊税の納入等事務の流れ

＜令和8年4月導入予定の北海道の宿泊税が施行され町が徴収委託を受けた場合＞



7. 駐車場利用税条例の主な内容①

【概要】

第1条(趣旨)、第2条(課税の根拠)、第3条(定義)

多くの来訪者によって発生し又は増大する行政需要に対応するため、地方税法第5条第3項の規定に基づき、法定外普通税として駐車場利用税を課します。

【課税標準・税率】

第4条(納付義務者)、第5条(課税免除)、第6条(税率)

駐車場を利用する運転手(事業従事車両の場合は運行事業者)が、駐車場へ進入する行為に対して、二輪自動車200円、普通・小型・軽自動車500円、大型自動車4,000円の税率を課します。

なお、緊急車両や駐車場及び周辺区域の管理運営車両、事業に従事していない町民が運転する車両は課税対象外とし、学校等が主催する修学旅行の行事等で駐車する場合は、課税免除対象とします。

(※駐車場利用料は別に必要となります。二輪自動車100円、普通・小型・軽自動車500円、大型自動車2,000円)

【徴収方法】

第7条(徴収の方針)、第8条(特別徴収義務者)、第9条(特別徴収義務者の申告等)、第10条(納税管理人)

駐車場を営む事業者が駐車場利用税を徴収し、所定の時期に美瑛町に納入する「特別徴収」の方法とします。

なお、特別徴収義務者が町内に事務所等を有しない場合は、申告・納入事務を行う納税管理人を設定していただきます。

8. 駐車場利用税条例の主な内容②

【納入】

第11条(申告納入)、第12条(不足金額等の納入)

特別徴収義務者は、毎月指定の日までに前月の1日から同月末日までに徴収すべき駐車場利用件数及び税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出し、納入金を納めます。

また、納入申告がなかった場合や納入後に確定した額が適正でなかった場合には、町が納入金額を確定し加算金とともに納期までに納入します。

【免除】

第13条(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

特別徴収義務者が駐車場利用税を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した駐車場利用税を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、その駐車場利用税額の納入の義務を免除することとします。

9. 駐車場利用税条例の主な内容③

【帳簿等の記載・保存義務】

第14条(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

特別徴収義務者は、駐車場施設ごとに駐車場利用税に係る帳簿や売上伝票の記載及び保存する必要があります。

【税関連の規定】

第15条(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

徴税吏員における夜間執行が行えるよう定めています。

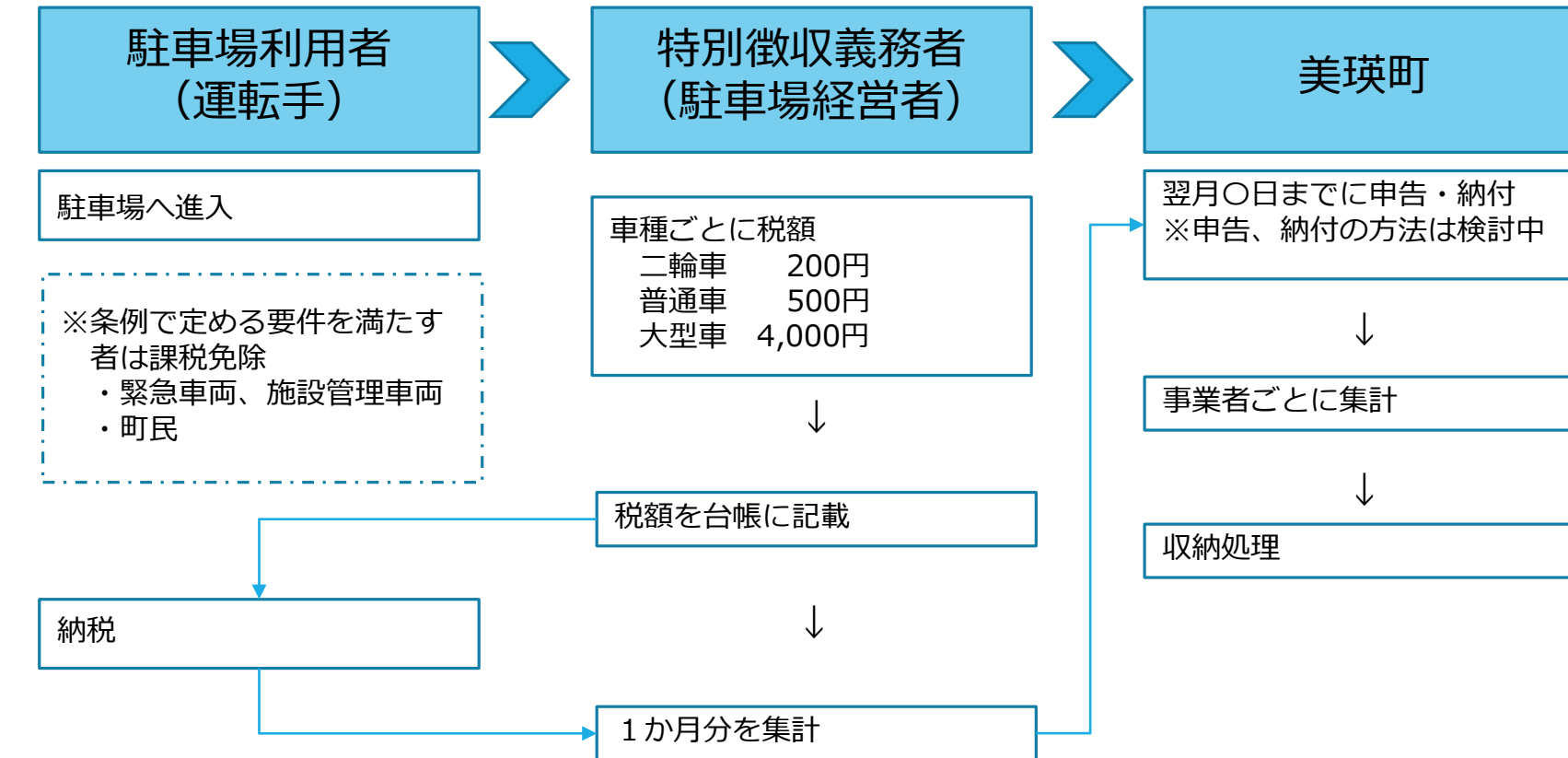
【罰則規定】

第16条(納税管理人に係る不申告等に関する過料)、第17条(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

駐車場利用税の適正かつ公平な課税を実効性のあるものとするため、次の場合について罰則を設けます。

- ・特別徴収義務者が、正当な理由なく納税管理人の設定及び申告をしなかった場合
- ・特別徴収義務者が、帳簿等の記載及び保存義務に違反した場合

10. 駐車場利用税の納入等事務の流れ



1 1. 税収見込額と使途

(1) 宿泊税の税収見込額

本町の宿泊数は、平成27～31年度平均では26万6千人であったものの、新型コロナウイルス感染症による影響から「宿泊しない観光」へと旅行ニーズが変容し、大きく落ち込みました。近年は回復傾向にあり、令和5年度実績では15万8千人となっています。このため、令和6年度の宿泊推計である16万人を基準として試算を行いました。

税収見込み額 宿泊数160千泊 × 1人1泊200円 = 32,000千円

(2) 駐車場利用税の税収見込額

本町の観光入込数は、平成31年度に過去最高となる24万9千人となりましたが、新型コロナウイルス感染症によって大きく落ち込みました。近年は回復傾向にあって令和5年度実績は23万7千人となり、コロナ禍前の水準となりつつあります。このため、令和5年度の白金青い池駐車場入込台数を基準として、税収試算を行いました。

税収見込み額	二輪車	9千台	×	200円	=	1,800千円		
	普通車	283千台	×	500円	=	141,500千円	計	207,300千円
	大型車	16千台	×	4,000円	=	64,000千円		

(3) 税収の使途

使用目的の制限を受ける法定目的税ではなく、法定外普通税として賦課した税収は、オーバーツーリズム対策や新たな観光課題の解決に向けた来訪者に特化した施策の展開はもちろん、来訪者に要する全国標準を上回る行政需要や本町の基幹産業であり観光資源でもある農業施策に活用します。

なお、来訪者に特化した施策の展開については、本町での観光がより良いものとなるよう、来訪者、宿泊・観光事業者、農業者等からの意見を取り入れながら決定するとともに、特別徴収義務者となる宿泊事業者が行う事務負担軽減に必要な支援経費に充当します。

美瑛町宿泊税条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、持続可能な観光目的地として、来訪者の受入れに伴う財政需要の増加と観光目的地としての競争力を維持、向上させるために課する宿泊税に関し、必要な事項を定めるものとする。

（課税の根拠）

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第3項の規定に基づき、宿泊税を課する。

2 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号。以下「町税条例」という。）の定めるところによる。この場合において、同条例第18条の2第1項中「この条例」とあるのは、「この条例若しくは美瑛町宿泊税条例（令和7年条例 第 号）」とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- （2） 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- （3） 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- （4） 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- （5） 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

（納税義務者等）

第4条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。ただし、美瑛町内に住所を有する者については、この限りではない。

（課税免除）

第5条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者

(2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
(税率)

第6条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とする。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第8条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、当該宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第9条 宿泊施設を営もうとする者は、経営開始の日の5日前まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項について町長

に申告しなければならない。

- (1) その者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条第1項第1号において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条第1項第1号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 宿泊施設の所在地及び名称
 - (3) 客室数その他設備の概要
 - (4) 経営開始予定年月日（当該申告の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営開始年月日）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 前項の申告をした者は、同項各号に掲げる事項に異動があつたときは、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。
 - 3 第1項又は前項の申告をした者は、当該申告に係る宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。
 - 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出にかかる宿泊施設の経営を再開しようとするときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。
 - 5 第1項又は第2項の申告をした者は、当該申告に係る宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第10条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出して申告し、又は町外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから当該納入に関する一切の事項の処理に

つき便宜を有するものをその者の同意を得て納税管理人として定めることについて、これを定めるべき事由が生じた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

- (1) 特別徴収義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 納税管理人の住所及び氏名又は名称
- (3) 申告又は申請の事由
- (4) 納税管理人を定めた、又は定めようとする年月日

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(申告納入)

第11条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の1日から同月末日までに徴収すべき宿泊税に係る宿泊件数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及び当該納入申告書に係る納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、前項の規定により申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他規則で定める要件に該当する者として規則で定めるところにより町長の承認を受けた場合には、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の件数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、同表の右欄に掲げる日まで（宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内）に、町長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。

1 2月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日

6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

- 3 町長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入)

第12条 特別徴収義務者は、法第686条第4項、第688条第7項又は第689条第5項の規定に基づく納入の通知を受けた場合において、当該不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。次条において同じ。）又は法第688条第1項に規定する過少申告加算金額、同条第2項に規定する不申告加算金額若しくは法第689条第1項及び第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 町長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額にこれを充当することができる。

- 3 町長は、第1項の規定による申請があった場合は、同項又は前項に規定する措置を講ずるかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第14条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該帳簿を第11条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項
- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して2年間保存しなければならない。
- (1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、前項第1号に掲げる事項が記載されているもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第15条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の規定により条例で指定する法定外普通税とする。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第16条 第10条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者
- (2) 第14条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者
- (3) 第14条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がな

くて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第14条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項各号の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

3 この条例の公布の日において現に宿泊施設を経営している者又は同日から施行日の前日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、施行日の前日までに、第9条第1項の規定により申告書を町長に提出しなければならない。

4 前項の規定により申告書を提出した者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(準備行為)

5 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

(徴収の方法の特例)

- 6 北海道が町内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書き第2号の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収とあわせて行うものとする。

(道宿泊税に係る督促、滞納処分)

- 7 町長は、道宿泊税について、宿泊税とあわせて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(検討)

- 8 町長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

美瑛町駐車場利用税条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、持続可能な観光目的地として、来訪者の受入れに伴う財政需要の増加と観光目的地としての競争力を維持、向上させるために課する駐車場利用税に関し、必要な事項を定めるものとする。

（課税の根拠）

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第3項の規定に基づき、駐車場利用税を課する。

2 駐車場利用税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号。以下「町税条例」という。）の定めるところによる。この場合において、同条例第18条の2第1項中「この条例」とあるのは、「この条例若しくは美瑛町駐車場利用税条例（令和7年条例 第 号）」とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 二輪自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを含む。）をいう。
- （2） 普通自動車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち、車両の長さが6メートル以上の普通自動車を除いたものをいう。
- （3） 小型自動車 省令別表第1に規定する小型自動車のうち、自動二輪車を除いたものをいう。
- （4） 軽自動車 省令別表第1に規定する軽自動車のうち、自動二輪車及び被けん引自動車を除いたものをいう。
- （5） 大型自動車 省令別表第1に規定する普通自動車のうち、車両の長さが6メートル以上のものをいう。ただし、被けん引自動車をけん引している車両は、けん引している車両の長さとはけん引部分及び被けん引自動車の長さの和が6メートル未満の場合は「普通自動車」の区分に、6メートル

以上の場合は「大型自動車」の区分にそれぞれ該当させるものとする。

(6) 自動車 二輪自動車、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型自動車をいう。

(7) 駐車場 美瑛町青い池駐車場をいう。

(納税義務者等)

第4条 駐車場利用税は、駐車場に自動車で進入する回数を課税標準とし、当該自動車を運転する者（その者がその者以外の個人又は法人の行う事業に従事して当該自動車を運転する場合にあっては、当該個人又は法人（以下「運行事業者」という。））に課する。ただし、次に掲げる自動車を運転する者については、この限りではない。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 駐車場又はその周辺の区域のうち、町長が別に指定する区域内にある施設（整備中のものを含む。）を整備し、管理し、又は運営するために使用する自動車

(3) 美瑛町内に住所を有する者であって、運行事業者の運転手ではない者が運転する自動車

(課税免除)

第5条 次の各号に掲げる車両に対しては、駐車場利用税を課さない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者が乗車する車両

(2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児が乗車する車両

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項

に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める車両
(税率)

第6条 駐車場利用税の税率は、別表に定める額とする。

(徴収の方法)

第7条 駐車場利用税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第8条 駐車場利用税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、当該駐車場を営む者とする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、駐車場利用税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、第4条に規定する納税義務者が納付すべき駐車場利用税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第9条 駐車場を営もうとする者は、経営開始の日の5日前まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、駐車場ごとに、次に掲げる事項について町長に申告しなければならない。

- (1) その者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条第1項第1号において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条第1項第1号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 駐車場の所在地及び名称
- (3) 駐車台数その他設備の概要
- (4) 経営開始予定年月日（当該申告の日において既に経営を開始している

場合にあつては、経営開始年月日)

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 前項の申告をした者は、同項各号に掲げる事項に異動があつたときは、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。
- 3 第1項又は前項の申告をした者は、当該申告に係る駐車場の経営を1月以上休止しようとするときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出にかかる駐車場の経営を再開しようとするときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。
- 5 第1項又は第2項の申告をした者は、当該申告に係る駐車場の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第10条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出して申告し、又は町外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから当該納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものをその者の同意を得て納税管理人として定めることについて、これを定めるべき事由が生じた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

- (1) 特別徴収義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 納税管理人の住所及び氏名又は名称
- (3) 申告又は申請の事由
- (4) 納税管理人を定めた、又は定めようとする年月日

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る駐車場利用税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(申告納入)

第11条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の1日から同月末日までに徴収すべき駐車場利用税に係る台数、駐車場利用税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及び当該納入申告書に係る納入金を納入書によって納入しなければならない。

(不足金額等の納入)

第12条 特別徴収義務者は、法第686条第4項、第688条第7項又は第689条第5項の規定に基づく納入の通知を受けた場合において、当該不足金額(更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。次条において同じ。)又は法第688条第1項に規定する過少申告加算金額、同条第2項に規定する不申告加算金額若しくは法第689条第1項及び第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 町長は、特別徴収義務者が駐車料金及び駐車場利用税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合又は徴収した駐車場利用税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その駐車場利用税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その駐車場利用税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 町長は、前項の規定により駐車場利用税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額にこれを充当することができる。

3 町長は、第1項の規定による申請があった場合は、同項又は前項に規定する措置を講ずるかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第14条 特別徴収義務者は、駐車場施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該帳簿を第11条の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

- (1) 利用年月日、利用台数、利用料金、駐車場利用税の課税対象となる利用車両台数及び駐車場利用税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する営業が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して2年間保存しなければならない。

- (1) 利用の際に作成される売上傳票その他の書類で、利用年月日、利用台数、利用料金及び税額が記載されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第15条 駐車場利用税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の規定により条例で指定する法定外普通税とする。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第16条 第10条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿

した者

(2) 第14条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者

(3) 第14条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなく作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠置した者

(4) 第14条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項各号の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる駐車場利用について適用する。

(経過措置)

3 この条例の公布の日において現に駐車場を経営している者又は同日から施行日の前日までの間において駐車場の経営を開始する者は、施行日の前日までに、第9条第1項の規定により申告書を町長に提出しなければならない。

4 前項の規定により申告書を提出した者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(準備行為)

5 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認その他駐車場利用税を徴収

するために必要な準備行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

(検討)

- 6 町長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

別表（第6条関係）

区分	税（1台につき）
二輪自動車	1回 200円
普通自動車	1回 500円
小型自動車	
軽自動車	
大型自動車	1回 4,000円